

教 育 委 員 会 3 月 定 例 会 会 議 録

会議名 教育委員会3月定例会

開催日 平成29年3月23日（木）午前10時00分～午前11時21分

開催場所 上下水道局3階 会議室

出席委員 村田委員長、岩根委員長職務代理者、藤田委員、玉井委員、高須教育長
事務局等出席者

荻野学校教育部長、有山教育監、山崎教育監、良社会教育部長、藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長、田伏社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、法元施設給食課長、田井学務課長、野呂教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、赤堀文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、長澤青少年課長、川原青少年課課長、山口教育政策総務課係長、高宮教育政策総務課係長、竹中教育政策総務課副係長、北川（教育政策総務課担当）

○村田委員長

ただ今から教育委員会3月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、岩根委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が2件、議決事項が10件でございますが、追加議案として議案第15号「寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について」及び議案第16号「寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」が提出されております。

よって、議案第15号「寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について」及び議案第16号「寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」を追加して審議することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

異議なしと認めます。

それではまず、本日の配付資料について確認いたします。

事務局から、説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、議案第8号関係の資料、追加議案書でございます。

また、委員各位の前には、平成28年度寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会

の報告書をお配りしております。

以上でございます。

○村田委員長

それでは、議案書1ページ・2ページ、2月・3月教育委員会一般事務報告についてお伺いいたします。

事務局から、報告事項はございませんか。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

まず、平成29年3月市議会定例会におきまして、3月21日に高須教育長が新教育長として選任同意を得られましたことを御報告させていただきます。なお、平成29年4月1日付けで、市長から任命される予定でございまして、任期につきましては、平成29年4月1日から3年でございます。

続きまして、行事関係の報告でございます。2月27日から3月21日まで、平成29年3月市議会定例会が開催され、2月28日、3月9日、13日に文教常任委員会が開催されました。なお、2月の教育委員会定例会において議決いただきました「市長からの意見聴取」に関する議案につきましては、全て可決されましたので、併せて御報告させていただきます。

また、3月17日に教育委員懇話会、総合教育会議を行いました。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告させていただきます。

2月3日から3月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で6件ございました。いずれも継続の案件でございます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、野呂課長。

○野呂教育指導課長

2月・3月の行事の報告をいたします。

3月10日に中学校、16日に小学校の卒業証書授与式が開催されました。卒業式の状況ですが、国旗掲揚・国歌斉唱につきまして、全ての学校で遺漏なく実施できました。また、教職員と児童・生徒が一体となった感動的な式であったという声をたくさんいただいております。

以上、御報告申し上げます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

私から一点報告させていただきます。私は第一中学校、東小学校に行かせていただ

きましたが、第一中学校の卒業式で校長先生が式辞を述べられている最中に、高齢の方が一人倒れられました。その時の対応が素晴らしかったです。式辞の途中でしたが、恐らく体育の先生だと思われる方が心臓マッサージをすぐに始められて、それからすぐにAEDを持って来られました。その後、救急車が来まして、非常に迅速で適正な対応をされ、素晴らしい行いに感動しました。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、法元課長。

○法元施設給食課長

小中学校の給食費について御報告させていただきます。

平成29年度より、第二学期当初、8月の給食提供に取り組んでいく予定でございます。給食提供日としましては、8月26日から31日までで、平成29年度の提供日数としましては、8月28日から31日までの4日間となります。土曜、日曜の関係から各年、最大5日間の提供日数増加となります。

つきましては、昨日、現行の小中学校の学校給食費を改定することについて、寝屋川市学校給食会理事会を開催し、その中で御議論いただきました。

結果といたしまして、8月の授業時数が増加することを受け、8月26日から給食を提供する必要が生じたため、これに伴いまして、給食費の増額の料金改定をすることとなりました。

具体的には、小学校が8月分の給食費として月額1,200円、中学校が月額1,400円とさせていただきます。

また、周知方法については、保護者の方々へ学校を通じて、適切に周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、田伏次長。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

3月22日に平成28年度第4回社会教育委員会議が開催されました。

会議の内容につきましては、各所管に係る平成29年度事業計画、平成28・29年度社会教育関係団体への補助事業、社会教育委員学習会、その他でございます。平成29年度事業計画についての案件では、社会教育推進計画に位置付けられております平成29年度の主な事業を中心に説明をいたしました。

そのほかでは、1月27日に開催されました大阪府社会教育研究会議に参加された委員から報告がございました。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

2月26日に寝屋川ハーフマラソン2017を、寝屋川公園をスタート、ゴールといたしまして開催させていただきました。参加者は合計5,646名であり、大きな事故もなく無事終了することができました。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

参加者は昨年と比べてどうでしたか。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

昨年は5,800名程度でして、ほぼ横ばいでございます。また、これ以上のコースを増やすことが難しいという警察の判断に基づき、概ねこの程度の参加者数を予定しております。

○村田委員長

分かりました。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

○川原青少年課課長

2月18日に第41回寝屋川市PTA大会をアルカスホールで開催させていただきました。講演会、広報コンクール合わせまして延べ1,298名の出席をいただきました。

次に、2月21日に第4回寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会を開催させていただきました。寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第7条に、運営委員会での調査審議結果を速やかに教育委員会に報告するものと規定してございますので、本日報告書を配付させていただいておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、岩根委員。

○岩根委員長職務代理者

一点だけ教えてください。3月1日のミュージカル「寝屋のはちかづき」は毎年4年生を対象に行っていたと思われませんが、これについて何かございますか。

○村田委員長

はい、赤堀課長。

○赤堀文化スポーツ室課長

3月1日から3日までは小学校4年生を対象に、4日は1日限りの一般公演を例年と同様にさせていただきました。人数につきましても、小学校4年生は約2,000名、一般の方は約400名程度でございました。

以上でございます。

○村田委員長

はい、岩根委員。

○岩根委員長職務代理者

内容についてお尋ねさせていただきます。

私は今年拝見しておりませんが、一昨年拝見させていただいた時の内容では、毎年台本の内容を変更するのではなく、同じような台本の内容でされているのか、若しくは台本の内容を少し変更しておられるのかとパンフレットを拝見していてイメージが沸きにくく疑問に感じました。

○村田委員長

はい、赤堀課長。

○赤堀文化スポーツ室課長

内容につきましては、出演者の方はオーディションで新たに入っていた研修生の方もおられます。内容につきましては民話でございますので、昨年とほぼ同様であり、芝居の細かな所作につきましては、演出にダンスを入れる等、工夫をさせていただいております。

また、今回新たな取組として、市内在住の漫画家の方に描いていただいた絵画をアルカスホール入口に展示させていただいたことで、お子様の方も、御来場の方にも大変喜んでいただきました。

○岩根委員長職務代理者

ありがとうございました。

○村田委員長

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、3ページ、3月・4月教育委員会行事計画書について、お伺いいたします。

事務局から、報告事項はございませんか。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

4月21日に教育委員懇話会及び教育委員会4月定例会を予定しております。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、野呂課長。

○野呂教育指導課長

4月4日に平成29年度校園長会を教育研修センターで開催いたします。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「3月・4月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願いいたします。

次に、4ページでございます。

報告第5号、職員の復職についてを議題といたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第5号、職員の復職につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定によりまして、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、5ページを御覧ください。

本職員は学校職員で、平成29年2月28日まで休職発令を行っておりましたが、この度、復職可能の診断書が提出され、平成29年3月1日から復職の発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

報告第5号、職員の復職についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、6ページでございます。

報告第6号、地域交流センター指定管理者選定に係る文書における審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付についてを議題といたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第6号、地域交流センター指定管理者選定に係る文書における審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係

る文書の送付につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定によりまして、下記のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、7ページでございます。

本件につきましては、平成28年4月1日に市民から地域交流センターの指定管理者選定に係る文書の公文書開示請求があり、平成28年5月6日に部分開示決定を行いました。平成28年8月5日に審査請求書が提出されました。その後、平成28年12月5日に追加の部分開示決定を行うとともに、これにあわせて審査請求人に事実確認の再整理を求めたところ、平成29年1月26日に補充申立書が提出されました。これらを受けまして、審査請求書、補充申立書に対して、審査請求人へ弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付を行ったものでございます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

報告第6号、地域交流センター指定管理者選定に係る文書における審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、議決事項に移ります。

議案書18ページでございます。

議案第5号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第5号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。

本案は、職務の明確化を図るため、主任の職務を削ることに伴い規則の改正が必要になったため、教育委員会に議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、主な改正内容について御説明を申し上げます。

内容につきましては、20ページ、新旧対照表を御覧ください。

まず、第3条第4項及び第5項の「主任」という文言を削り、主任の職務を定めた第4条第9項を削るものでございます。

また、第4条第9項を削ることによりまして、第10項が第9項に、第11項が第10項

となるものでございます。

附則第1項といたしまして、施行期日を平成29年4月1日とし、附則第2項につきましては、寝屋川市立図書館処務規則の一部改正についてでございます、第2条第3項の「主任」という文言を削り、主任の職務を定めた第3条第6項を削り、これに伴い第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とするものでございます。

次に、附則第3項につきましては、寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正についてでございます、別表の補職名から「主任」を削るものでございます。

次に、附則第4項につきましては、寝屋川市教育研修センター処務規則の一部改正についてでございます、第2条第2項の「主任」という文言を削り、主任の職務を定めた第3条第4項を削り、これに伴い第5項を第4項とし、第6項を第5項とするものでございます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

主任がなくなると、現在主任の方はどうされるのですか。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

現在主任の方に対しては、人事室から調査をさせていただきまして、本人の希望により主査及び一般職員を選任し、その選任により発令が平成29年4月1日付で行われるものでございます。

以上でございます。

○村田委員長

はい。分かりました。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第5号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、22ページでございます。

議案第6号、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第6号、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務

の委任等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正が必要となったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明申し上げます。

内容につきましては、24ページの新旧対照表を御覧ください。

本市教育委員会では、平成29年4月1日から新教育長制度へ移行することとなりますが、新教育長制度においては、教育委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から、教育長は、教育長に委任された事務のうち、重要であると認める事務の管理及び執行の状況について、教育委員会に報告しなければならず、これを明確に規則に反映するため第2条第2項を改めるものでございます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第6号、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、26ページでございます。

議案第7号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第7号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、職務の明確化を図るため、主任の職務を削ることに伴い規程の改正が必要となったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明申し上げます。

内容につきましては、28ページの新旧対照表を御覧ください。

課長が専決できる事務について定めた第4条第1項のうち、第5号の「主任及び主査の所掌事務を定めること」から「主任」という文言を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第7号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、29ページでございます。

議案第8号、「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「寝屋川市小中一貫校設置実施計画」の策定についてを議題といたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第8号、「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「寝屋川市小中一貫校設置実施計画」の策定について、御説明申し上げます。

提案理由につきましては、同計画素案に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び同計画を策定するためでございます。

それでは、本件パブリック・コメント手続結果の概要を御説明させていただきますので、別冊資料1「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」パブリック・コメントの結果について（案）を御覧ください。

まず、表紙を御覧ください。平成29年1月10日から平成29年2月9日まで、意見の募集を実施いたしましたところ、67人の方から166件の御意見がございました。

提出されました意見のあらましと、それに対する教育委員会の考え方につきましては、次ページより、項目ごとに記載しております。

説明につきましては、全ての意見ではなく、パブリック・コメントで市民の方々に頂いた主な内容を中心に説明いたします。

なお、3月17日に総合教育会議において御説明をさせていただき、市長とも協議をいただいた内容と重複する点もありますが、よろしくお願いいたします。

まず、1ページのNo. 3から2ページのNo. 16につきましては、「寝屋川市が行ってきたのは小中連携教育ではないか。」、「様々な成果が小中一貫教育の成果と結びつけることはできない。」、「小中一貫教育の中身がよく分からない。」等の御意見をいただいております。

教育委員会の考え方につきましては、本市が平成17年度から推進している小中一貫教育は、義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した教育であることや、寝屋川教育フォーラム、学校教育自己診断の結果、中一ギャップに対する考え方等を記載しており、原案のとおりとしております。

次に、2ページのNo. 17につきましては、「計画（素案）に廃校予定の地域の住民の声を記入すべき。」との意見をいただいております。

教育委員会の考え方といたしましては、「今後、地域住民を対象とした説明会の開催や、施設一体型の小中一貫校の詳細について意見をいただくためワークショップや協議会を開催し、設置に向け意見を聞いてまいりますので、原案のとおりとします」としております。

次に、3ページのNo. 21から4ページのNo. 38につきましては、「施設一体型小中一貫校のチャイム、運動場、体育館、プール、学校行事等、学校運営に対する不安や、児童生徒の体格差に対する懸念」等の御意見をいただいております。

教育委員会の考え方といたしましては、今後、様々な意見をいただく中で協議してまいりたいと考えておりますので、「具体的な学校運営の方法や施設の整備については、先進市の事例や、学校・家庭・地域等の意見を踏まえ、本市に適した形を検討します。」としております。

次に、4ページのNo. 39番からNo. 41につきましては、「小中一貫校のメリット・デメリット、決定に至る検討・検証方法、教育的効果」等の御意見をいただいております。

教育委員会の考え方といたしましては、「本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。また、文部科学省が実施した調査においても、9年間を見通した教育を実施している学校ほど、多くの成果を認識しているほか、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、「施設一体型」に最も大きく成果があらわれているとの結果が報告されています。小中一貫校の設置はこれまでの小中一貫教育の取組を更に推進するためのものであり、上記の検証結果等から本市義務教育全体の質の向上につながるものと判断し、全市的な小中一貫校への移行が最善であると判断しました」としております。

次に、4ページのNo. 49につきましては、「第四中学校区だけではなく、予算を全校的に改修等の施設整備に使用してほしい。」という御意見をいただいております。

教育委員会の考え方といたしましては、「現在も施設改修を順次行っており、また、公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の施設計画を策定する中で適切に対応していきます。」としております。

次に、5ページのNo. 50からNo. 52につきましては、「第四中学校区だけではなく、予算を少人数教育の実施、教職員の配置、温かい中学校給食の実施、支援学級入級児童のダブルカウント制、ダブルカウント制につきましては支援学級の児童も通常学級の学級編成においてクラス人数に含むということになっておりますが、このダブルカウント制や児童を支援する人員配置等を教育条件の整備に使用してほしい。」等の御意見をいただいております。

教育委員会の考え方といたしましては、「他の施策・教育条件の整備について、必要に応じて検討します。」としております。

次に、5ページのNo. 53から6ページのNo. 64につきましては、第四中学校区のみを施設一体型小中一貫校にすることに対する様々な御意見をいただいております。

教育委員会の考え方といたしましては、「本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果があらわれていることから、「施設一体型」が望ましいと考え、市民と協働したまちづくりでの計画、敷地面での検討、第27次校区問題審議会の答申等を総合的に検討し、第四中学校区に施設一体型の小中一貫校を設置する計画としました。今後、各小中学校の児童生徒数の推移を見極め、学校規模の適正化や適正配置について「第28次寝屋川市校区問題審議会」に諮問を行い、答申を得る中で、新たな「施設一体型」の小中一貫校の設置等検討を重ねてまいります。」としております。

次に、6ページのNo. 66からNo. 70につきましては、施設一体型小中一貫校を設置することに伴う通学距離等についての御意見をいただいております。

教育委員会の考え方といたしましては、「施設一体型小中一貫校開校後、通学距離が現在より長くなる児童もいますが、安全面には最善を尽くします。」としております。

次に、7ページのNo. 79につきましては、「明和小学校は平成32年度に100周年を迎える。寝屋川市政の方針は理解した上で、明和小学校の解体を平成32年度以降にしてほしい。」という御意見をいただいております。

教育委員会の考え方といたしまして、「平成34年4月の開校を目指した小中一貫校の建設工程の詳細が未定であるため、【今後のスケジュール】の記載を見直します。」としており、計画を修正した結果、平成31年度の欄に記載しておりました「校舎解体」を削除しております。

次に、7ページのNo. 82から9ページのNo. 106につきましては、「計画（素案）の内容について広く周知することや、保護者・地域・教職員の声を聞いて計画を進めてほしい。」等の御意見をいただいております。

教育委員会の考え方といたしましては、「本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れていること等から、平成34年4月に開校を目指しますが、今後、地域住民を対象とした説明会の開催や、施設一体型の小中一貫校の詳細について御意見をいただくた

め、学校、家庭、地域の方々と構成したワークショップや協議会を開催します。」としております。

その他のパブリック・コメントの個別の意見・教育委員会の考え方につきましては、表に記載のとおりになっております。

次に、別冊資料2「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（案）」につきましては、パブリック・コメントの結果に基づき、先ほどの1か所の修正を踏まえた内容となっております。

なお、本計画及びパブリック・コメントの結果の公表につきましては、教育政策総務課ホームページへの掲載、及び市広報誌「広報ねやがわ」4月号に掲載するとともに、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、教育政策総務課、寝屋川市立中央・東・駅前図書館、市民情報コーナー、各シティステーション及び堀溝サービス窓口に閲覧用として設置する予定でございます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問をいただく前に、3月17日に開催しました総合教育会議の中で、市長と教育委員会でパブリック・コメントへの市民の意見のあらましと教育委員会の考え方について協議・議論をいたしました。

本日、改めて計画に対する意見等があれば御意見をお願いいたします。

岩根委員、何か御意見はございませんか。

○岩根委員長職務代理者

先日の総合教育会議において、私なりにパブリック・コメントへの市民からの意見について述べさせていただきました。全体をもう一度見直す中で、特に小中一貫校について、寝屋川市立小中一貫校設置実施計画（素案）には、開校に向けたスケジュールなどが示されていますが、本日配付いただいたこのパブリック・コメントへの意見の中には、新校舎の詳細などまだ具体的に決定していないことに対する御意見も多かったのではないかと感じています。

ほかには、通学路や学校運営上の子供の安全について、具体的な意見もありましたが、保護者の方々が子供たちの安全面について心配されることは私自身が保護者としてよく理解できますので、具体的な課題への対策などについては、全国の先進事例などを参考にいただき、寝屋川市に適した、子供たちにとってよりよい施設になるようにしていただきたいと思います。

また、今後は保護者や地域の方々に対する説明会等のワークショップなどにおいても、様々な意見をよく聞いていただき、少しでも不安が解消されるよう努めていただきたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長

ほかに、御意見はございませんか。

藤田委員、何か御意見はございませんか。

○藤田委員

パブリック・コメントの意見を本当にたくさんいただき、小中一貫教育に対する意見、小中一貫校に関する意見が多く、関心が高いと思いました。非常にありがたいことだと思っております。

寝屋川市の小中一貫教育は、平成17年度から行っており、既に11年が経過しております。パブリック・コメントの意見にもありましたが、小中一貫教育の定義や考え方についての受け取り方には違いがあるように思いました。小中一貫教育のもと、行われている小中連携は長い間行っておりますので、その重要性については現場ではかなり認識が変わってきたように感じております。小中一貫教育を開始した頃から比べると、現場では小中一貫教育を推進しなければいけない、小中一貫教育を実施していることが当たり前だという風になってきたと思います。

以前、策定しました小中一貫教育の検証や今後についてでも示されておりましたが、それなりに大きな成果があったと私は認識しております。その成果を踏まえて、児童・生徒にとって効果が高い次なる小中一貫教育を進めていくために、地域や市民の方々にもっと御理解いただけるように、しっかり周知、PRをしていくということと、現場の教職員の方々にやはりより深いところで理解していただくように努め、共通認識をもって進めていただきたいと考えております。

小中一貫校に関しては、総合教育会議において現時点で考えられる具体的な課題やその解決策も確認させていただきました。そういった内容を保護者や地域の方々、それから学校現場で特に周知する機会を設けていただき、不安を和らげられるようにしていただきたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長

ほかに、御意見はございませんか。

玉井委員、何か御意見はございませんか。

○玉井委員

パブリック・コメントの御意見を拝見しますと、教育委員会が目指す施設一体型の小中一貫校についての教育的効果について、様々な意見がございましたが、寝屋川市としては、平成17年度から推進してきている小中一貫教育は、去年の7月に策定した「寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について」でその成果が明らかにされています。これまでの小中一貫教育による成果を後退させるのではなくて、更に高めるための取組でありますので、必要性の高さを感じています。

また、文部科学省の小中一貫教育等についての実態調査を確認しましたが、施設一体型校舎としたことによる教育上の効果として、授業が理解できると答える児童生徒が増え、学習意欲が向上した割合が8割を占めていることが挙げられます。

また、7割弱においていじめの問題等が減少し、約6割において教職員の仕事に対

する満足度が高まったと報告されていることもありますので、今後、説明会やワークショップ、協議会等を開いて、学校や学びの連続性を考えた場合、就学前教育に関わる方々や家庭、地域の御意見をしっかりお聞きし、寝屋川市の実態に沿う形で、全市的な小中一貫校設置に向けて取組を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長

高須教育長、何か御意見はございませんか。

○高須教育長

私からも意見を述べさせていただきます。

3月17日に行いました総合教育会議でも市長と教育委員会で協議を行ったところでありまして、また今教育委員の皆様からも御意見がありましたので、その内容については割愛させていただきます。

今回の小中一貫校設置実施計画（素案）に対しまして、市民の皆様から本当に数多くの貴重な御意見をいただき、非常にありがたく感じております。

また、パブリック・コメントの実施と同時に行っております市立校園PTA協議会臨時の役員会、青少年指導員の役員会、地域の自治会、自治組織、明和小学校、梅が丘小学校とPTAなどの保護者や地域住民等に対し、御意見をお聞きする機会を設けておるわけですが、その中では非常に厳しい意見や不安視する意見等もいただいております。

そんな市民の皆様、保護者の皆様方の不安感等々を払拭して、安心感が得られるよう、今後はワークショップや協議会等々において、保護者や地域住民の方、教職員などの様々な御意見をお聞きし、円滑に開校できるよう慎重に準備を進めて、様々な課題へ適切に対応してまいりたいと考えております。

今回のパブリック・コメントの結果を踏まえて策定いたします小中一貫校設置実施計画につきまして、市の教育大綱で掲げられている「夢を育む教育」として教育する教育、これらの基本理念のもとで新たな取組でもある全市的な小中一貫校への移行、そして第四中学校区における施設一体型小中一貫校の設置、これらを含めて学校・家庭・地域、それぞれ共通理解のもとで推進していくとともに、本市の小中一貫教育の更なる推進、そして義務教育全体の質の向上、これらを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村田委員長

私も意見を述べさせていただきます。

私も教育長がおっしゃった内容と同様ですが、今回のパブリック・コメントを拝見させていただき、本当に多くの市民の方々が、建学に対して御意見を出していただきました。改めて、教育に対する関心の高さを感じました。

本計画につきましては、指導体制の一体化であるとか、学びの連続性の実現を目指す

して、全市的な小中一貫教育をやってきました。就学前教育、或いは小中一貫教育の連携・連動、家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校づくりなど、次なる小中一貫教育を目指すための計画となっております。

よって、本市にとっては初めての施設一体型という取組ではありますが、非常にたくさんの方のパブリック・コメントの意見をいただいておりますので、是非とも保護者、或いは学校、地域の方々の不安を取り除いて、円滑に開校を迎えられるように、万全の準備を進めていただくようよろしくお願いいたします。

ほかに、御意見はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第8号、「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「寝屋川市小中一貫校設置実施計画」の策定についてを原案どおり議決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、30ページでございます。

議案第9号、「寝屋川市小学校給食調理業務委託計画」の策定についてを議題といたします。

はい、法元課長。

○法元施設給食課長

ただ今御上程いただいた議案第9号、「寝屋川市小学校給食調理業務委託計画」の策定について、御説明させていただきます。

本案は、「寝屋川市小学校給食調理業務委託計画」を策定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、平成21年度から12校の給食調理業務を民間事業者に委託しておりますが、基本方針などを定め、民間委託の拡大を円滑に実施していくことを目的とする「寝屋川市小学校給食調理業務委託計画」を策定するものでございます。

それでは、内容につきまして御説明させていただきます。

32ページをお開きください。

1、はじめにとして、これまでの小学校給食の業務委託の経過、直営方式の給食調理員状況、本委託計画を策定する必要性などを記載させていただいております。

次に、2、計画の目的として、平成30年度からの民間委託の拡大を円滑に実施することを目的としております。

次に、3、基本方針として、(1)で安全・安心な学校給食の提供内容を、(2)としまして将来にわたる安定した学校給食の管理運営を行うため、(1)から(4)の7項目の委託内容を記載させていただいております。

次に、4、委託する学校の選定として、(1)から(5)の選定理由を記載させていただ

ております。

34ページをお開きください。

次に、5、計画期間として、平成30年度から平成34年度までの5年間とさせていただいております。

次に、6、既に委託している学校及びコミセン単位を記載させていただいております。

7、委託予定校としまして、平成30年度に啓明小学校、木田小学校、宇谷小学校の3校を、平成31年度に明和小学校の1校を、平成34年度に北小学校、点野小学校の2校の合計6校を記載させていただいております。ただし、平成31年度の明和小学校につきましても、「小中一貫校設置実施計画」を踏まえて対応してまいります。

次に、8、直営校として、本委託計画を進めた場合の直営校、6校を記載させていただいております。

次に、9、効率的・効果的な給食の運営として、委託実施校と直営校の1食当たりのコスト比較を記載させていただいております。

最後に、10、今後の計画として、平成35年度以降について、給食調理員の人員状況や給食調理場施設の状況に応じて委託を進めてまいります。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根委員。

○岩根委員長職務代理者

1点だけ質問いたします。

9、効率的・効果的な給食の運営についてですが、以前懇話会でも御説明をいただきましたが、一食当たり164円・211円というのは消費税込みの値段ですか。若しくは、消費税は要らないのか、更に人件費等は含んだものですか。

○村田委員長

はい、法元課長。

○法元施設給食課長

委託校の算出に関しましては、業者委託になっておりますので、消費税は加見された金額で算出しております。

○岩根委員長職務代理者

分かりました。ありがとうございます。

○村田委員長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第9号、「寝屋川市小学校給食調理業務委託計画」の策定についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、36ページでございます。

議案第10号、寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、田井課長。

○田井学務課長

ただ今御上程いただきました議案第10号、寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

改正理由といたしましては、本市の夏季休業日は7月22日からとなっておりますが、小学生の文化・スポーツ競技における大会や、中学校部活動の大会等が7月21日から開催される場合が多く、児童、生徒及び顧問が終業式に参加できない場合もございます。

このようなことから、今回の改正により、夏季休業日の開始日を7月21日にするものでございます。

それでは、議案書の朗読を省略させていただき、38ページの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。右が現行規則で、左が改正案でございます。

休業日につきましては、ア、夏季休業日7月22日から8月21日までとされておりましたが、7月21日から8月21日までと変更させていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は平成29年4月1日から施行するものといたしております。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第10号、寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、39ページでございます。

議案第11号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、田井課長。

○田井学務課長

ただ今御上程いただきました議案第11号、寝屋川市立幼稚園条例の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、職務の明確化を図るため、主任の職務を削ることに伴い、規則の改正が必要となり、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の教諭第11条の2第1項及び第2項の「主任」の表記を削ることとするものでございます。

また、平成29年4月1日施行改正予定の子ども・子育て支援法施行令に基づき、低所得世帯に係る保護者負担軽減を図るため、寝屋川市立幼稚園保育料を一部改正するものでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、42ページの新旧対照表において御説明させていただきます。上段が現行、下段が改正案でございます。

第16条関係別表第2について説明いたします。

この表のB階層2の市民税非課税世帯の一般世帯の第2子につきまして、これまで1,500円としておりましたところを、無償化といたします。また、世帯年収360万円以下ひとり親世帯等の保護者負担軽減の更なる拡充といたしまして、C階層の1、母子・父子世帯、障害者世帯及びその他の世帯について、これまで第1子が4,500円としておりましたところを、3,000円としております。

なお、附則といたしまして施行期日につきましては、この規則は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第11号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、43ページでございます。

議案第12号、平成29年度学校園に対する指示事項についてを議題といたします。

はい、野呂課長。

○野呂教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第12号、平成29年度学校園に対する指示事項について、別紙のとおり、平成29年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るためでございます。

それでは、44ページ、平成29年度学校園に対する指示事項を御覧ください。

大阪府教育委員会の「平成29年度市町村教育委員会に対する指導助言事項」の内容を踏まえ、今年度の指示事項から変更した箇所を波線で表記しております。

それでは、大きく変更した部分についてのみ、御説明をさせていただきます。7点ございます。

1点目、49ページ、29行目、波線部分でございます。「学力向上を目指した効果的な授業について研究を行うこと。また「指導体制の一体化」「学びの連続性」の実現のための小中一貫カリキュラムの作成に向けて研究を行い、その成果を市内教職員に広めること。」という内容を加えました。

続きまして、2点目、52ページ、31行目、波線部分でございます。「主体的・対話的で深い学び」を授業の中に取り入れることにより、児童・生徒に、主体的に取り組み、周りと協同する力を育成すること。」という内容を加えました。

続きまして、3点目、53ページ、28行目、波線部分でございます。「寝屋川市オリジナル教材「音声から文字へのゆるやかな5ステップス」を活用し、」という内容を加えました。

続きまして、4点目、53ページ、38行目、波線部分でございます。「中学校では「CAN-DOリスト」等の明確な達成目標のもと、英語の4技能をバランスよく指導するとともに、「英語による英語の授業」を行うこと。小学校では外国語活動の教科化を見据え、指導時間を増加し、」という内容を加えました。

続きまして、5点目、57ページ、3行目、波線部分でございます。「その上で、「人としてよりよく生きる価値」についての考えを深められるよう指導を行うこと。」という内容を加えました。

続きまして、6点目、60ページ、46行目、波線部分でございます。「学力の保障や自尊感情を高める取組等の充実を図り、」という内容を加えました。

続きまして、7点目、63ページ、9行目の波線部分でございます。「さらに、部活動については、各校において生徒の自主性・主体性を尊重し、学校や生徒のニーズを的確に把握した上で、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施すること。」ということをつけ加えさせていただいております。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第12号、平成29年度学校園に対する指示事項についてを原案どおり議決することとに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、66ページでございます。

議案第13号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

ただ今御上程いただきました議案第13号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、御説明を申し上げます。

議案書、66ページをお開きください。

本案は、スポーツ振興基本法第32条第1項の規定に基づき、委嘱しているスポーツ推進委員につきまして、辞退者2名に伴います補充2名の委嘱をお願いするものでございます。

67ページに2名の補充者の名簿を添付しております。

なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間といたします。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第13号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、68ページでございます。

議案第14号、寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

はい、尾崎館長。

○尾崎中央図書館長

ただ今御上程いただきました議案第14号、寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について、説明をさせていただきます。

議案書、68ページ・69ページでございます。

本案は、寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱を行うためでございます。

それでは、69ページを御覧ください。

1、目的は、提案理由と同じでございます。

2、委嘱委員につきましては、1番、美川圭委員から5番、北野裕子委員までの5

名でございます。なお、1番、美川委員から4番、大西委員までは継続、5番の北野委員は新任でございます。

3、任期は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間といたしております。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございますか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第14号、寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、お手元でございます別冊の追加議案書、1ページを御覧ください。

議案第15号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第15号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、御説明を申し上げます。

本案につきましては、平成29年4月から、大阪府内で初めて併設型中高一貫校として大阪府立富田林中学校が開校されるに当たり、本市在住の生徒が富田林中学校に通学する場合における就学援助の実施主体について、本市、就学援助の種類のうち「学校給食費」「医療費」については学校設置者の責務として大阪府が援助を行います、その他は、学校教育法第19条の規定に基づきまして、本市で援助を行う必要があるため、所要の改正について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明申し上げます。

内容につきましては、追加議案書3ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条第1項につきましては、児童生徒の定義についてでございます、本市の区域内に住居を有している大阪府立富田林中学校に就学している者を本制度の対象とするものでございます。

次に、第3条第1項につきましては、前条第1項において児童生徒の定義をいたしましたので、同項の文言整理をするものでございます。

次に、第4条第2項につきましては、同項の学校長の範囲を寝屋川市立の小中学校長及び中学校長に明確化するものでございます。

次に、第6条第2項につきましては、同項の対象となる者を、児童生徒を寝屋川市

立の小学校又は中学校に就学させている保護者に明確化するものでございます。

次に、第6条第3項につきましては、生活保護の教育扶助を受けている富田林中学校に就学させている保護者については、就学援助の種類のうち、生活保護費では支給されない修学旅行費のみを支給することを新たに追加するものでございます。

次に、第6条第4項につきましては、前項を追加したことに伴う文言整理でございます。

次に、第6条第5項につきましては、就学援助の種類のうち、富田林中学校の「学校給食費」及び「医療費」については、大阪府が援助するものですので、本市の就学援助では支給しないことを新たに追加するものでございます。

次に、第8条第3項につきましては、同項の学校長の範囲を寝屋川市立の小学校長又は中学校長に明確化するものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、慎重審議いただき、原案どおり御協賛賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございますか。

はい、岩根委員。

○岩根委員長職務代理者

先日もお聞きしましたが、現時点で富田林中学校に行かれるという申請を受けていますか。

○村田委員長

はい、蔵守次長。

○蔵守学校教育部次長兼教育政策総務課長

現在のところございませんが、今回の改正により、年度内の転入等にも対応できるようにしております。

○岩根委員長職務代理者

はい、分かりました。

○村田委員長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第15号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

続きまして、追加議案書の6ページでございます。

議案第16号、寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

ただ今御上程いただきました議案第16号、寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

改正理由といたしましては、寝屋川市立市民体育館条例に指定管理者選定委員会を教育委員会の附属機関として位置付けたため、同条例施行規則において選定委員会の組織、運営等について、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条文の朗読は省略させていただきまして、主な改正内容につきまして、御説明を申し上げます。

追加議案書の7ページを御参照ください。

今回の改正につきましては、第4条の次に、以下の第4条の2から第4条の9までの8条を加えるものでございます。

第4条の2につきましては、選定委員会の組織といたしまして、5人以内で組織し、その構成員を具体的に規定するものでございます。

第4条の3につきましては、選定委員の任期を規定するものでございます。

第4条の4につきましては、選定委員会に委員長及び副委員長を置き、その選出方法や役割を規定するものでございます。

第4条の5につきましては、選定委員会の会議の成立要件等を規定するものでございます。

第4条の6につきましては、委員長は資料等の提出などの要求を行うことができることを規定するものでございます。

第4条の7につきましては、選定委員会は調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告することを規定するものでございます。

第4条の8につきましては、調査審議した経過及び結果を公表することを規定するものでございます。

第4条の9につきましては、その他必要な事項に関する委任について規定するものでございます。

第5条につきましては、前条の記載を第4条に改める文言整理でございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第16号、寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

ほかに、事務局より報告事項があればお願いいたします。

はい、野呂課長。

○野呂教育指導課長

教育指導課から平成28年度就学指導結果について御報告させていただきます。

平成29年度の支援学校への就学者でございますが、小学部については、寝屋川支援学校に18名、交野支援学校に2名、合計20名の子供が進学を希望されております。

中学部につきましては、寝屋川支援学校に29名、西浦支援学校に1名の子供が進学を希望されております。

次に、平成29年度の市立小・中学校の支援学級入級者数でございますが、小学校支援学級102名、中学校支援学級53名となっております。

支援学校への途中転学者でございますが、予定はございませんので予定なしということになっております。

以上、報告申し上げます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、これもちまして3月定例会を終了させていただきます。